

島 原 市 教 育 委 員 会

議案集

第 1 号議案 令和 2 年度一般会計当初予算に関する意見書の提出
について

令和 2 年 1 月 7 日 定例会

第 1 号議案

令和 2 年度一般会計当初予算に関する意見書の提出について

令和 2 年度一般会計当初予算に関する意見書について、別紙のとおり市長に提出することの承認を求める。

令和 2 年 1 月 7 日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条、及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 11 号の規定により、教育委員会の承認を求めるものである。

令和 2 年 1 月 2 1 日

島原市長 古川 隆三郎 様

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

令和 2 年度一般会計当初予算に関する意見書

令和 2 年度一般会計当初予算のうち、教育事務に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、以下のとおり意見を申し上げます。

教育委員会といたしましては、噴火災害復興の体験から学んだ「生命・きずな・感謝の心」の精神を引き継ぎ、郷土（ふるさと）「しまばら」に誇りをもち、国を愛する心を育てるとともに、心豊かでたくましく生きる子どもたちの育成を図っているところであり、令和 2 年度の予算要求に際しましては、本市教育のさらなる発展を図るため、新たな取り組みや既存事業の拡充など以下の 4 点について予算措置を求めるものであります。

1 点目は、学校教育の充実に関するものであります。

最初に、「小・中学校学力向上対策事業」についてであります。

「小・中学校学力向上対策事業」につきましては、学力の定着状況を把握・分析し、各学校における取組の充実・改善に役立てるための本市独自の学力調査や基礎基本の定着に努めるための問題データベースの活用を図っており、今年度は小学校の国語・算数、中学校の国語・数学すべてにおいて全国平均を上回る等の成果を上げており、引き続きお願いするものであります。

また、次年度は小学校の新しい教科書採択の年であるため、通常の教科書に加えて、デジタル教科書の購入を図るための予算を計上しております。本市は他市に先がけてすべての学級に大型テレビとパソコンが設置されており、デジタル教科書が活用できるＩＣＴ環境が整えられています。文部科学省が求めているＩＣＴ活用の一層の充実や一人１台パソコン所有、ギガスクール構想等にも合致するものであり、新規にお願いするものであります。

小・中学生の英語力やコミュニケーション能力の向上を目的とし、夏季休業中に外国語指導助手を活用した島原市ユネスコジオパークイングリッシュキャンプを実施するものであります。

さらに、教員の意識の向上、授業改善を図るために国の学力調査で成果を上げている先進地への視察や講師招聘による教職員を対象とした教育講演会を実施するとともに、大学教授を招き、研修会や授業研究を実施することで、教員の指導力向上を目指すものであります。

「心の教室相談員配置事業」「適応指導教室配置事業」につきましては、学校に登校できない、いわゆる不登校の児童生徒、学級に入れない児童生徒に対して、学校と家庭が連携を取りながら、学校復帰、学級復帰を目指して対応するものであり継続実施を求めるものです。

また、いじめについては、本市では年３回（５月・９月・１月）のいじめアンケート（保護者用、児童生徒用）を全小・中学校で実施し、いじめ・虐待の早期発見・早期対応及び未然防止に努めるなど、いじめを許さない学校を目指して取り組んでいるところであります。

不登校、不登校気味の児童生徒及びいじめ・虐待への対応のために、現在中学校に配置しております心の教室相談員や適応

指導教室は欠かせない存在となっており、令和２年度も継続しての配置をお願いするものであります。

「学校司書配置事業」につきましては、これまでにすべての小・中学校に学校司書が配置され、貸出冊数の増加や学校図書館の利用率の大幅な向上、読書を習慣にしている児童生徒の増加等全小・中学校で大きな成果をあげ、県や他市からも高く評価されております。令和２年度も引き続き全小・中学校への配置をお願いするものであります。

「学習支援員配置事業」につきましては、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援のさらなる充実を図るため、引き続き全小・中学校へ学習支援員の配置とともに、小学校に１名の増員をお願いするものであります。

「外国語指導助手招致事業」につきましては、外国語教育の充実のために、現在、外国語指導助手（ＡＬＴ）７名を配置し、市内全ての小学校３～６年生の外国語活動及び中学校の外国語において、各クラス週１時間程度のＡＬＴを活用した授業を実施しています。学習指導要領の改訂に伴い、令和２年度から小学校における外国語活動が３・４年生に拡充され、５・６年生では外国語として正式な教科となります。今後、小学校低学年においてもＡＬＴを活用した外国語活動が実施できるよう、継続して７名の配置をお願いするものであります。

「中学生海外訪問交流事業」につきましては、他国を訪問し、現地中学生との交流を通して国際的視野を拡大し、国際感覚を醸成するため、平成６年度から実施しております。令和２年度も引き続き、お願いするものであります。

「学校給食会運営経費」につきましては、学校給食費の透明化、組織・責任体制の一元化を図るために学校給食会を運営するための経費であり、令和２年度も所期の目的を達成するとともに、島原市の児童生徒へ安心・安全な給食を提供するために

も、引き続きお願いするものであります。

2点目は、社会教育の推進に関するものであります。

まず、「放課後子ども教室推進事業」につきましては、夏休みに地区公民館を利用して「スクールキッズ」を全地区で実施し、放課後には学校施設を利用して「放課後子ども学習室」を全小・中学校において実施しました。この事業は、子どもの居場所を確保し、安全で安心して子育てができる環境づくりに寄与しようとするものであります。具体的には、自主学習習慣の形成、地域の人材との交流を図るのがねらいであり、参加した児童生徒及び保護者からも継続の要望があり、引き続き実施するためお願いするものであります。

「地域おこし協力隊文化財活用事業」につきましては、地域おこし協力隊の制度を活用し、市民に埋蔵文化財の啓発、古文書の解説、古文書資料等の漫画化を行い、島原の歴史を広く市民へ発信し、島原の歴史に対する理解と関心を高めるため、引き続きお願いするものであります。

「島原市所蔵古文書調査事業」につきましては、島原藩や近代島原の歴史についての調査研究を促進するため、松平文庫所蔵の古文書のうち、主に市内外から寄贈を受けた資料を調査・整理し、目録を作成することによって資料の内容を広く周知するとともに価値を高め、研究者に広く情報提供するため、引き続きお願いするものであります。

「島原城跡保存活用計画策定事業」につきましては、学識経験者等による島原城跡保存活用計画策定検討委員会を設置し、島原城跡の本質的価値を明らかにするとともに、県指定文化財としての今後の保存管理方針を定め、島原城跡の保存と活用を図るためにお願いするものであります。

3点目は、スポーツの推進に関するものであります。

まず、平成26年度日本サッカー協会と締結した「J F A

こころのプロジェクト(夢の教室)開催に係る協定」に基づき、令和２年度も引き続き「夢の教室公演事業」の実施をお願いするものであります。

この事業は、小学５年生を対象とし、現役のスポーツ選手やそのＯＢやＯＧなどが「夢先生」として学校の教壇に立ち、子どもたちへ夢を持つことの素晴らしさや夢に向かって努力することの大切さを子どもたちと一緒に語り合うことで、子どもたちの情操教育の充実を図るものであります。

次に、平成２７年度に、日本体育大学と締結した「体育・スポーツ振興に関する協定」に基づき、令和２年度も引き続き「ジュニアスポーツ振興事業」をお願いするものであります。

「ジュニアスポーツ振興事業」につきましては、本市の明日を担うジュニアスポーツの充実を図るため、トップレベルの指導者・選手を有する日本体育大学に小・中学生を派遣し、トップレベルの指導者から講義や実技を受け、また寮での生活とともにしたり、大学生との交流によって、本市スポーツの振興や競技力の向上を図るものであります。

また、日本体育大学から講師を派遣していただき、部活動やスポーツ少年団の指導者に対する講習会を行い、ジュニア期における指導方法等について、指導者の資質の向上や人材育成を行うことにより、素晴らしい選手が育つような環境づくりを目指すものであります。

次に、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック事業等の推進」についてであります。

「東京 2020 オリンピック聖火リレー事業」につきましては、市内コースを走行し、オリンピック開催の機運醸成を図るとともに、本市オリパラ競技事前キャンプ受け入れへの市民の関心を高めるものであります。

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック事前キャンプ

誘致等事業」につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピックにおける事前キャンプを島原市で行ってもらい、参加国等とのスポーツを通じた相互交流や地域活性化を図るため、事前キャンプが決定しているスペインレスリング連盟の受け入れを行うとともに、パラリンピックドイツ陸上競技の事前キャンプ誘致を行うものであります。

4点目は、教育施設の充実に関するものであります。

まず、「学校施設設備の整備・充実」についてであります。

学校施設は、多くの児童生徒等が一日の大半を過ごす学習、生活の場であるとともに、災害時には防災拠点の役割を果たすことから、安全・安心で豊かな環境を確保することが必要不可欠になっています。

「小・中学校施設整備事業」につきましては、学校教育を進める上で適切な環境を確保するため施設の営繕・管理について、危険性・緊急性・必要性等を考慮し、計画的に実施をお願いするものであります。

令和2年度の主な工事内容としましては、小学校では、第一小学校、大三東小学校普通教室の空調機更新工事や第二小学校校舎のサッシ改修工事等、中学校では、第一中学校運動場の擁壁補修工事や三会中学校体育館の床張替工事等であります。

個別施設整備計画に基づき年次計画で進めている「非構造部材耐震化事業(校舎)」につきましては、第五小学校及び第二中学校の外壁改修と屋上・ベランダの防水改修工事費、令和3年度での施工を予定している湯江小学校及び第一中学校の実施設計費の計上をお願いするものであります。

また、「降灰防除事業(空調設備更新工事)」につきましては、第五小学校及び第二中学校の設計委託料と工事請負費をお願いするものであります。

「奨学金システム導入事業」につきましては、償還免除型の

ふるさとにもどってこね奨学金と既存の貸付型奨学金との2種類の制度に対応する効率的な管理執行を実現するために導入をお願いするものであります。

次に、「社会教育施設の整備・充実」についてであります。

社会教育施設については、まず、地域住民の生涯学習の拠点として公立公民館を7館設置しておりますが、施設の老朽化等に伴い危険性、緊急性、必要性等を考慮して、必要な維持補修を図るものであります。主なものとして、杉谷公民館の玄関ホール屋根防水改修及び安中公民館大ホールの屋根防水工事並びに公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画に基づき、築45年を経過し老朽化が進んでいる霊丘公民館大規模改修工事のための設計業務委託費をお願いするものであります。

次に、読書活動の拠点施設として図書館を2館設置しておりますが、利用者の皆様に快適に使っていただくために、必要な維持補修を行うものであります。主なものとして、網戸取り付けなどをお願いするものであります。

次に、文化活動の拠点施設として文化会館を2館設置しておりますが、施設や設備の老朽化が進んでいるため、危険性、緊急性、必要性等を考慮して、修繕を行うものであります。

主なものとして、島原文化会館の大ホール舞台上部雨漏り修繕、大ホールガラス窓枠防水塗裝修繕など、有明総合文化会館の市民ギャラリー及び研修室の雨漏り修繕、大ホールデジタルワイヤレスシステムの更新などをお願いするものであります。

次に、「スポーツ施設の整備・充実」についてであります。

「霊丘公園体育館・弓道場空調機設置工事」につきましては、市防災計画による広域的・多機能的な指定避難場所の整備に併せて、体育館に空調機を設置し、避難受け入れ時の環境整備を図るものであります。

「平成町人工芝グラウンド改修工事」につきましては、平成24年の開設から8年が経過しており、2面のうち1面には照明設備もあり、平日夜間の使用も多く、また全国・九州大会、高校・大学・社会人などのキャンプ誘致により、年間を通して10万人以上の利用があることから、使用頻度が高く人工芝の傷みが激しく、張り替える必要があるためお願いするものであります。

以上、厳しい財政状況とは存じますが、本市教育のさらなる発展と充実を図るため意見を申し上げ、これら事業への予算措置について格別の配慮を求めるものであります。

令和２年度一般会計当初予算重点要望事項

	要 望 項 目	予 算 要 求 額
1	学校教育の充実	
	(1) 小・中学校学力向上対策事業（島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略）	7,437千円
	(2) 心の教室相談員配置事業	4,041千円
	(3) 不登校児童生徒適応指導教室配置事業	3,153千円
	(4) 学校司書配置事業	12,462千円
	(5) 学習支援員配置事業	19,984千円
	(6) 外国語指導助手招致事業	35,266千円
	(7) 中学生海外訪問交流事業	4,042千円
	(8) 学校給食会運営経費	134,002千円
2	社会教育の推進	
	(1) 放課後子ども教室推進事業（島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略）	3,148千円
	(2) 地域おこし協力隊文化財活用事業	8,000千円
	(3) 島原市所蔵古文書調査事業	5,599千円
	(4) 島原城跡保存活用計画策定事業	3,508千円
3	スポーツの推進	
	(1) 夢の教室公演事業（島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略）	5,400千円
	(2) ジュニアスポーツ振興事業	1,405千円
	(3) 東京2020オリンピック聖火リレー事業	7,211千円
	(4) 東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ誘致等事業	10,579千円
4	教育施設の充実	
	(1) 学校施設設備の整備・充実	
	①小・中学校施設整備事業	154,408千円
	②非構造部材耐震化事業（校舎）	540,035千円
	③降灰防除事業（空調設備更新工事）	125,115千円
	④奨学金システム導入事業（島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略）	3,817千円
	(2) 社会教育施設の整備・充実	
	①公立公民館施設維持補修事業	14,995千円
	②図書館施設維持補修事業	581千円
	③文化会館施設維持補修事業	23,429千円
	(3) スポーツ施設設備の整備・充実	
	①霊丘公園体育館・弓道場空調機設置工事	145,125千円
	②平成町人工芝グラウンド改修工事	224,591千円
	計	1,497,333千円

《参 考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条

「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。」

○島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項に基き、島原市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。
- (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。
- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。
- (13) 校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。